農地の売買・贈与・貸借等の許可申請(農地法第3条)

農地の売買、贈与、貸借などには、農地法第3条に基づく農業委員会(または知事)の許可が 必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは、 農業委員会事務局までお問合わせください。

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。(個人の場合は、①、③~④を満たすこと)

農地法第3条の主な許可基準		
1	全部効率利用要件	今回の申請農地を含め、所有している農地、または借りている農地の全てを効率的に耕作すること
2	農業生産法人要件	法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと
3	農作業常時従事要件	申請者、または世帯員等が農作業に常時従事すること(世帯で年間150日以上)
4	地域との調和要件	今回申請する農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※ 農業生産法人・・・・農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されること 等の農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農地法第3条許可申請事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

京田辺市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めています。(知事許可の場合は、更に2週間程かかります。)なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。



申請者の方の流れ

申請についての相談 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話ください。 [住所:京田辺市田辺80番地 Tm:0774-64-1368]

申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。記入例を参

申請書の記入 申請書をこ記入いたださます。記入例を参 考にご記入ください。(記入例は窓口、HPより入手可)

必要書類の入手 申請内容によって必要書類が異なります。 (添付書類一覧表 をご覧ください。)

申請書提出前の再確認 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可 までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があり ます。申請前にもう一度、記入例や必要添付書類をご確認く ださい。

で足労ですが、農業委員会事務局(市役所3階)までご持参 申請書の提出/受付 ください。締切日は毎月20日です。(土日祝日にあたる場合は、直前の開庁日になります。)



農業委員会の流れ

申請書の提出/受付

申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

現地調査を行ったうえ、総会で審議し、許可・不許可につい

京都府知事による審査

京田辺市以外にお住みの方が農地を取得(貸借)する場合に は、京都府知事による審査が行われます。

許可書の交付

ご足労ですが印鑑をご持参のうえ、農業委員会事務局(市役所3階)までお越しください。